

# グレッシブメンバーズカード (GMC) 会則

## 第1条 本会の目的

腕時計に関する情報を通して会員の興味の向上に努めること。

## 第2条 本会の名称

本会はグレッシブメンバーズカード (GMC) と称する。

## 第3条 入会資格

(1)株式会社Bestnavi.jp company(以下「当社」という)が運営するインターネットサイト(Gressive)に加盟する腕時計正規販売店で50,000円以上(税込)の腕時計を購入した者。

(2)入会者の居住地域は限定しない。

## 第4条 入会金

入会金は当社が運営するインターネットサイト「Gressive」に加盟する腕時計正規販売店で購入した時計の金額に応じて以下の金額とする。

購入金額5万円以上50万円未満は7,700円(税込)、購入金額50万円以上100万円未満は10,450円(税込)、購入金額100万円以上250万円未満は17,050円(税込)、購入金額250万円以上400万円未満は35,200円(税込)、購入金額400万円以上は68,200円(税込)とし、年会費は無料とする。

## 第5条 入会

(1)当社が運営するインターネットサイト「Gressive」に加盟する腕時計正規販売店で50,000円以上(税込)の時計を購入した際に入会することが出来る。

(2)入会は当社へ申し込む。

(3)入会の許諾は、第3条及び4条の条件を満たす限りすみやかに行われる。

## 第6条 会員特典

本会は、第1条の目的を達成する為に、以下のサービスが受けられる。

(1)メールマガジンの配信を受けることができる。

(2)購入した時計の偶然的事故による損害の補償を受けることができる(以下「GMC付帯補償サービス」という)。

## 第7条 特典を受けられる条件

GMC付帯補償サービスについては、入会店舗での会員証の提示により利用できる。

## 第8条 退会

(1)退会は会員の入会店舗への申し出により行われる。

(2)入会当日から30日以内の退会であれば原則的に入会金の返金が出る。

(3)入会当日から30日を超える場合の退会の場合、原則的に入会金の返金はない。

## 第9条 登録の変更・解約

入会当日から30日以内に加盟店から申し出がある場合に限り、解約が出来るものとする。また、入会当日から90日以内に加盟店から申し出がある場合に限り、会員内容の変更が出来るものとする。

## 第10条 運営

本会は、第1条の目的を達成する為に、以下のサービスが受けられる。株式会社Bestnavi.jp companyが運営する。

## 第11条 本会則の改定

当社は、本規約を事前の承諾通知なく、任意に変更することができるものとする。本会則を変更した場合、会員は、改定後の会則および補充会則に従うものとする。

## 第12条 補償範囲

GMC付帯補償サービスの詳細は、GMC重要事項説明書のとおりとする。

## 第13条 個人情報の利用

当社は会員の個人情報について以下のように使用する。

(1)会員の管理。

(2)キャンペーン・懸賞企画、アンケートの実施、会員誌及びメールマガジンの送付。

(3)本会の運営上必要な事項の通知(電子メールによるものを含むものとする)。

(4)当社商品等、及び当社が扱う第三者の商品等の広告・宣伝、販売の勧誘(電子メールによるものを含むものとする)。

(5)商品等の梱包・発送業務。

(6)ポイントサービスの提供。

(7)各種問い合わせ対応。

(8)マーケティングデータの調査・分析、新たなサービス開発。

(9)契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行

## 【個人情報の取扱いに関するご案内】

---

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等（過去の情報を含みます。）をご契約者および加入者に対して提供すること。

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ（[www.tokiomarine-nichido.co.jp/](http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/)）および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。